

青森県消費生活基本計画施策体系図



青森県消費生活基本計画施策 体系図



2 青森県消費生活基本計画関連施策

1 安全で安心できる暮らし

(1) 安全で安心な消費生活の確保

項目	番号	施策	内容	担当課
商品・サービスの安全性確保	1	消費生活用製品の危害防止に係る調査等	消費生活用製品安全法に基づき、特定製品に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する調査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図る。	県民生活文化課
	2	電気用品販売事業者への立入検査等	電気用品安全法に基づき、電気用品販売事業者に対し、立入検査等を行い、電気用品による事故の未然防止を図る。	防災消防課
	3	ガス用品販売事業者への立入検査等	ガス事業法に基づき、事故発生のおそれが多いとして同法で指定されたガス用品について、販売事業者への立入検査を実施するなどにより、事故の未然防止を図る。	防災消防課
	4	液化石油ガス販売事業者への立入検査等	液化石油ガス(LPG)販売事業者に対し、必要に応じて立入検査等を実施し、液化石油ガスによる災害を防止するとともに取引の適正を確保する。	防災消防課
	5	建築物等の安全対策	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、木造住宅耐震診断事業を実施し、木造住宅耐震化マニュアル講習会の開催等安全で安心な住まいづくりを支援する。	建築住宅課
	6	住宅の品質確保の促進	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅性能表示基準による性能比較の情報提供や優遇措置による性能向上の誘導等により品質確保の促進を図る。	建築住宅課
	7	医薬品等販売施設の監視指導	薬事法に基づき、医薬品や医薬部外品、化粧品、医療機器の品質、安全性、有効性の確保のため、薬局等の監視指導を行う。	医療業務課
	8	家庭用品の試買検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、一般に流通している対象家庭用品の試買検査を実施し、県民の健康被害の発生を未然に防止する。	保健衛生課
	9	生活衛生施設の監視指導	生活衛生営業施設(理容所、美容所、クリーニング、公衆浴場、旅館・ホテル、興業場)について、衛生水準の維持確保のため、監視指導を行う。	保健衛生課
食品の安全性確保	10	食品関係営業施設等の監視指導	食品衛生法に基づき、食品関係営業施設等の立入調査を実施し、食品の衛生的な取扱いや施設設備の衛生管理等について、監視指導を行う。	保健衛生課
	11	食品・食品添加物試験検査	食品衛生法に基づき、県内で製造、流通、販売されている食品について、食品添加物や残留農薬等の検査を実施し、安全な食品の流通・販売を確保する。	保健衛生課

項目	番号	施策	内容	担当課
食品の安全性確保	12	食中毒防止対策	食中毒等の健康被害が発生した場合、直ちに調査を実施し、発生原因の究明に努めるとともに、施設の改善指示や営業停止等の必要な措置を講じ、被害の拡大防止及び再発防止を図る。	保健衛生課
	13	食の安全・安心確保に向けた対策の推進	食の安全性や信頼の確保に向け、対策本部会議を設置し関係団体と連携した総合的な対策を推進する。	食の安全・安心推進課
	14	農薬安全使用等総合推進事業	農薬の適正使用を進め、安全で安心な農産物の生産を推進する。	食の安全・安心推進課
	15	米トレーサビリティ法に基づく米穀等の流通適正化	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)に基づき、米穀等の適正流通、適正表示の普及を図り、米穀等の適正な流通を推進する。	食の安全・安心推進課
	16	食糧法に基づく米穀の適正流通の監視業務	食糧法に基づき、対象米穀事業者に対する周知や立入検査等を実施し、用途限定米穀(飼料用米、米粉用米等)及び食用不適米穀の適正流通を確保する。	農産園芸課
	17	県産農林水産物の放射性物質モニタリング調査	県産農林水産物の安全性や消費者等の信頼を確保するため、放射性物質の測定を実施する。	食の安全・安心推進課、畜産課
	18	環境放射線対策の推進	県内原子力施設からの影響を把握するため、県内の農産物・畜産物・水産物などの環境試料中の放射能について調査し、結果を公表する。	原子力安全対策課
	19	JAS法に基づく食品表示の適正化	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく食品の表示制度の周知徹底を図り、食品表示の適正化を推進する。	食の安全・安心推進課
	20	食品衛生法に基づく食品表示の監視指導	食品衛生法に基づき、アレルギー物質、食品添加物、期限の設定等の食品表示について監視指導を行う。	保健衛生課
消費者事故等情報への的確な対応	21	健康増進法に基づく食品表示の適正化	健康増進法に基づく食品の表示制度の周知を図り、健康被害を未然に防ぐために「著しく事実に相違する」又は、「著しく誤認させるようとする」食品の表示(広告)について、適正化の推進にむけた助言・指導を行う。	がん・生活習慣病対策課
	22	消費者事故等の情報提供	消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に速やかに伝達するとともに、県民に対して適時に情報提供を行う。	県民生活文化課 消費生活センター

(2)公平・公正な消費生活環境の確保

項目	番号	施策	内容	担当課
商品・サービスの表示や規格等の適正化	23	不当景品類、不当表示の防止	不当景品類及び不当表示防止法に基づき、法違反の疑いのある又は違法な景品の提供や表示を行った事業者に対しては、行政処分や行政指導を行う。	県民生活文化課
	24	家庭用品の品質表示に係る調査	家庭用品品質表示法に基づき、同法で定める家庭用品の品質に関する表示事項等について、販売店等の調査を実施し、監視指導を行う。	県民生活文化課
	25	製造物責任法に関する適正化の推進	製造物責任法(PL法)の円滑な施行を図るために、法の周知及び情報提供を行う。	県民生活文化課
	26	県産材の需要拡大と地産地消の推進	県産材の需要拡大を図るために、一定量以上の認証県産材を使用した木造住宅の施工に対して、県産材を使用した家具等の木工品と交換出来る「あおもり型県産材エコポイント」を発行し、県産材の需要拡大を図るとともに、消費者の地産地消に対する意識を高める普及啓発を実施する。	林政課
取引における適正な事業活動の促進	27	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化の推進	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づき、不当事業者に対する立入検査等を行う。	県民生活文化課
	28	賃金業者の指導監督	賃金業法に基づき、賃金業者の業務運営の適正化と、資金需要者の利益の保護を図るために、賃金業者に対する指導監督を行う。	商工政策課
	29	旅行業者の指導監督	旅行業法に基づき、旅行業等を営む者の業務運営の適正化と、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るために、旅行業者に対する指導監督を行う。	観光企画課
	30	建設工事紛争審査会の運営	建設工事の請負契約に関する紛争について、簡易な手続により迅速かつ専門的な解決を図るために、建設業法に基づいて設置されている青森県建設工事紛争審査会を運営する。	監理課
	31	宅地建物取引業者の指導監督等	宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引の公正を確保するため、当該事業者の指導監督を行う。	建築住宅課
	32	住宅の保険や保証制度の活用	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅瑕疵担保責任保険等の加入や業者倒産などにより工事が中断した場合に発注者の負担を最小限に抑える住宅完成保証制度の活用を促進し、建主等の利益を保護し適正かつ確実な住宅供給を図る。	建築住宅課
	33	太陽エネルギーの活用推進	消費者や事業者に対する情報提供、県内の販売・施工事業者の育成などを通じて、太陽光発電等の普及拡大と県内の関連産業の振興を図る。	エネルギー開発振興課
	34	割賦販売事業者の指導監督	割賦販売法に基づき、割賦販売等に係る取引について、信販会社の加盟店調査義務違反又は不適正な与信契約がないよう指導監督を行う。	商工政策課
	35	温泉の適正利用の確保	温泉利用施設への立入調査・指導を通じて、温泉成分等の適正な掲示など温泉の適正利用を確保する。	自然保護課
	36	商品量目立入検査	計量法に基づき、食料品を販売している店舗で商品の内容量の検査を行い、適正な計量の実施を確保する。	商工政策課
取引上不利な立場に立ちやすい者への支援	37	介護保険事業計画の策定と実施	介護保険給付等対象サービスの量等を定め、介護保険事業に係る円滑な実施を図る。	高齢福祉保険課
	38	介護機器普及事業	介護機器、住宅改造等に関する相談助言を行うほか、介護機器の利用方法、利用手続き等の情報提供を行う。	高齢福祉保険課
	39	判断能力が十分ではない高齢者や障害者等を対象とした消費者啓発の実施	判断能力が十分ではない高齢者や障害者等の地域生活における安全・安心を確保するための消費者啓発事業を実施する。	消費生活センター
	40	障害者110番運営事業	障害者の権利擁護等に係る相談に対応するため常設窓口の設置運営を行う。	障害福祉課

(3)消費者被害の未然防止と救済

項目	番号	施策	内容	担当課
効果的な啓発活動の展開と迅速かつ的確な情報提供	41	消費生活に関する情報の提供	ホームページや広報誌、パンフレット等を活用し、適時的確な情報提供を行うとともに、必要に応じ、テレビ・ラジオの情報番組やCM、新聞広告制作等による効果的な啓発活動を展開する。	県民生活文化課 消費生活センター
	42	消費生活情報ネットワークシステムの活用	国民生活センターと回線で結ばれている消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を活用し、消費者被害の未然防止・救済を図る。	消費生活センター
悪質な事業者に対する監視・指導の強化	43	特定商取引適正化の推進	特定商取引に関する法律に基づき、訪問販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引等の取引において、悪質な事業者に対しては、立入検査等を行い、行政処分や行政指導を行う。	県民生活文化課
	44	不当な取引行為に対する調査指導	条例に基づき、事業者の不当取引行為の情報を把握し、当該事業者に対する監視・指導を行う。	県民生活文化課
消費生活センターの機能強化	45	消費生活センターの機能強化	消費生活センターの周知を図るとともに、業務に必要な機材・事務用機器、執務参考図書等を整備し、消費生活センターの機能強化を図る。	県民生活文化課
	46	消費生活相談員等の資質向上	消費生活相談員等のレベルアップを図るために研修への参加を支援する。	県民生活文化課
消費生活苦情相談体制の充実・強化	47	事例検討会の開催	弁護士を講師に、月1回県・市町村消費者行政担当職員と共に相談事例の検討会を開催する。	消費生活センター
	48	商品テストの実施	商品の品質、安全などを確認するため、商品テストを実施し、消費者の利益の擁護及び消費生活の安全の確保に努める。	消費生活センター
専門家や裁判外紛争解決機関等との連携	49	苦情処理委員会の運営	県民生活に著しく影響を及ぼし、またはそのおそれのある消費者と事業者との紛争を公正かつ迅速に解決するため、苦情処理委員会を設置し、その活用を図る。	県民生活文化課
	50	多重債務者対策の推進	関係機関・団体と連携し、多重債務問題に係る相談体制の強化とセーフティネット貸付の充実・強化を図る。	県民生活文化課
専門家や裁判外紛争解決機関等との連携	51	弁護士等の専門家との連携	弁護士、一級建築士等の専門的知識を有する者と連携し、高度で専門的な消費生活相談への対応力を強化する。	消費生活センター
	52	消費者トラブル防止ネットワークの開催	県弁護士会、県司法書士会などの関係機関・団体等と連携し、消費者被害の未然防止と救済のための情報交換や検討会を開催する。	消費生活センター
専門家や裁判外紛争解決機関等との連携	53	国民生活センター等との連携	必要に応じて、国民生活センターの紛争解決委員会によるADR(裁判外紛争解決手続)や金融ADR制度など適切な機関を紹介する。	消費生活センター
	54	住宅リフォーム相談の実施	市町村及び地域県民局に設置している住宅リフォーム相談窓口で常時相談を受付け、必要に応じて住まいのダイヤル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)等の専門家相談や見積チェック制度の紹介等により相談体制の充実を図る。	建築住宅課
	55	生活と健康をつなぐ法律相談の実施	自殺防止対策として、多重債務や遺産相続等の県民が抱えている法律的な問題の解決に向け、弁護士や司法書士による無料法律相談を実施する。	障害福祉課

2 消費者の自立

(1) 消費者教育の推進

項目	番号	施策	内容	担当課
生活関連物資の安定供給	56	生活関連物資の価格調査等	生活関連物資の価格の安定のため、生活関連物資の便乗値上げ等に関する相談を受け付け、必要に応じて価格調査等を行うとともに、不適正な事業活動の是正に努める。	県民生活文化課 消費生活センター
物価情報の提供	57	市場対策費	生鮮食料品の安定的供給を確保するため、卸売市場の適正かつ健全な運営を維持する。	総合販売戦略課
緊急時対策の推進	58	物価情報の提供	消費者の関心が高い灯油やガソリン、生活関連物資の価格を調査し、その結果を公表する。	県民生活文化課 消費生活センター
	59	緊急時における生活物資等の確保	災害等の緊急時においては、関係部局が連携し、関係機関とも協力・連携して、食料や燃料、医薬品など生活に密接な物資の確保と安定供給に努める。	防災消防課、 健康福祉政策課
	60	消費者教育事業	消費者講座(センターでの随時の講座開催、各種団体へ出向いての講義)や消費生活大学講座(消費者問題の系統的学習会)を実施し、消費者に対する有用な情報や教育機会を提供する。	消費生活センター
	61	食育の推進	食育基本法に基づき、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため、体験活動の充実や情報提供等を行う。	食の安全・ 安心推進課
	62	消費生活センター研修会の開催	県内の消費者被害の実態を踏まえ、県内各地において研修会を開催し、消費生活センターと地域住民をつなぐパイプ役として各地域で活躍できる消費生活センターを育成する。	消費生活センター
	63	展示事業の実施	県民福祉プラザ2階に消費生活に関する情報コーナーとして、情報検索、ビデオライブラリー、図書閲覧、展示などのコーナーを設け、消費者への情報提供の充実を図るとともに、パネルやビデオの貸し出しを行う。	消費生活センター
	64	生活設計相談・金銭教育の普及	青森県金融広報委員会等と連携し、生活設計相談への対応や金銭教育の普及に努める。	県民生活文化課
	65	消費生活情報誌の発行	消費者トラブルの未然防止のための啓発や消費者関係法令等の改正その他消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおもり」を発行する。	消費生活センター
	66	啓発資料の作成・配布	高齢者・若者向けの悪質商法防止対策リーフレット等を適宜作成し、配布する。	消費生活センター
	67	食品衛生知識の普及	食品衛生に関する知識について、情報媒体を活用した効果的な情報提供を行う。	保健衛生課
	68	地価安定啓発普及に関する事業	地価に関する県民の関心を高め、適正な地価の形成に寄与するため、地価調査基準地一覧図等を作成・配布する。	監理課
	69	WAMNETによる介護保険指定事業者の情報提供	社会福祉・医療事業団が構築するWAMNETにより、県が指定した介護保険サービス提供事業者に関する情報を提供する。	高齢福祉保険課
	70	WAMNETによる指定障害福祉サービス事業者の情報提供	社会福祉・医療事業団が構築するWAMNETにより、県が指定した障害福祉サービス提供事業者に関する情報を提供する。	障害福祉課
	71	すまいアップアドバイザーの派遣	青森県住宅リフォーム推進協議会は、相談者の要望に応じて住宅の状況、耐震性、家族構成などに応じた具体的なリフォームや適切な維持管理について、経験豊かな建築士や増改築相談員の資格を持つリフォームの専門家(すまいアップアドバイザー)を派遣する等により、良好な住宅ストックの形成に寄与する適切な情報提供を図る。	建築住宅課
	72	社会経済白書の作成	経済の現状と課題及び展望をまとめた「青森県社会経済白書」を発行する。	統計分析課
	73	県政情報の提供	○毎戸配布紙「県民だよりあおもり」 ○新聞紙面購入「広報あおもりけん」 ○テレビ広報／RAB「活彩あおもり」 ATW「森の響」 ABA「メッセージ」 ○ラジオ広報／RAB「県広報タイム」 FM青森「情報ばれっと」 ○インターネット広報／県ホームページ、メールマガジン「マルマガあおもり」、ツイッター「AomoriPref」、「あおもりすとねう」 ○その他 コンビニ等から県政情報の発信	広報広聴課

(4) 生活関連物資の安定供給

項目	番号	施策	内容	担当課
生活関連物資の安定供給	56	生活関連物資の価格調査等	生活関連物資の価格の安定のため、生活関連物資の便乗値上げ等に関する相談を受け付け、必要に応じて価格調査等を行うとともに、不適正な事業活動の是正に努める。	県民生活文化課 消費生活センター
物価情報の提供	57	市場対策費	生鮮食料品の安定的供給を確保するため、卸売市場の適正かつ健全な運営を維持する。	総合販売戦略課
緊急時対策の推進	58	物価情報の提供	消費者の関心が高い灯油やガソリン、生活関連物資の価格を調査し、その結果を公表する。	県民生活文化課 消費生活センター

3 環境に配慮した消費生活

(2)消費者ネットワークの構築

項目	番号	施策	内容	担当課
消費者個人の交流の推進	74	学習広場の提供	消費者同士が自由に情報を交換し、学習できる場所として、学習広場を提供する。	消費生活センター
消費者が参加しやすいネットワークの構築	75	消費生活ホームページの管理運営	消費者が参加しやすいネットワークの構築を図るために、ホームページ上において講座・行事等の情報提供を行う。	消費生活センター
アドバイス機能の充実	76	市町村や関係機関等との連携	市町村が設置する消費生活センターや消費生活相談窓口、国民生活センターをはじめとする関係機関等と連携し、情報交換などを行い、アドバイス機能の充実等に努める。	消費生活センター

(3)消費者の組織活動の促進

項目	番号	施策	内容	担当課
消費者団体の育成・指導	77	消費生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・指導を行う。	県民生活文化課
消費者団体の交流・連携の推進	78	消費者団体の交流・連携の推進	地域において活動する消費者団体相互の交流・連携を推進し、消費者団体が行う啓発活動を支援する。	消費生活センター
消費者問題に関する自主的活動への支援	79	NPO活動の支援	消費者問題などに取り組むNPOに対し、必要な情報提供等を行うなど活動を支援する。	県民生活文化課

(1)消費者に対する環境教育・学習の推進

項目	番号	施策	内容	担当課
環境教育・学習の推進	80	環境教育・学習の機会の充実	環境について考え、環境配慮の取組を実践できる消費者育成のため、環境教育・学習の機会の充実を図る。	環境政策課
環境情報の提供と環境活動のネットワークづくりの促進	81	ホームページの運営	環境に関する情報を体系的に収集・整備し、一元的に提供するため、環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を運営する。	環境政策課
	82	環境活動のネットワークづくりの推進	環境NPOや行政、事業者等が参加する情報交換会などを開催するなどして、環境保全に関するネットワークづくりを推進する。	環境政策課

(2)環境に負荷の少ない消費行動の推進

項目	番号	施策	内容	担当課
環境に負荷の少ない商品・サービスの選択の促進	83	省エネ商品等の情報提供	省エネ家電製品や高効率給湯器、省エネ住宅、次世代自動車など、家庭生活において省資源・省エネルギー化に資する製品やサービスに関する情報を総合的に提供する。	環境政策課
低炭素型のライフスタイルの促進	84	もったいない・あおもり県民運動の推進	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民総参加による省エネルギー、エコドライブ等地球温暖化防止に向けた取組を推進する。	環境政策課
	85	環境にやさしい農業の拡大	有機農業、県特別栽培農産物、エコファーマー等土づくりを行い、化学肥料、化学合成農薬の使用を控えた、環境に負荷の少ない農業による農産物の生産拡大を図る。	食の安全・安心推進課

(3)ごみの減量化及びリサイクルの推進

項目	番号	施策	内容	担当課
	84	もったいない・あおもり県民運動(再掲)	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民総参加によるごみ減量化やリサイクルなど3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生使用))の3つの取組を推進する。	環境政策課
ごみ減量やリサイクルなど3Rの取組の推進	86	資源ごみの分別回収の促進	家庭から出る紙類などの資源ごみ回収を促進するため、地域における古紙回収拠点の整備を支援する。	環境政策課
	87	農業用使用済プラスチック適正処理の推進	各市町村の適正処理推進協議会等が実施する啓発活動等を支援し、農業者が排出する農業用使用済プラスチックの適正処理の徹底を図る。	食の安全・安心推進課
	88	稲わらの有効利用の促進及び焼却防止	稲わらの有効利用の促進と焼却防止を強化することにより、各地域が自主自立したわら焼きがゼロとなる「稲わらの有効利用システム」を構築する。	食の安全・安心推進課
資源循環型のライフスタイルの促進	89	マイバック持参等の推進	小売事業者等と協力し、マイバック持参の呼びかけとレジ袋無料配布取り止め、簡易包装の実施などの取組を推進する。	環境政策課
	90	青森県リサイクル製品認定制度の運用	青森県リサイクル製品認定製品の購入・使用を推奨し、資源の循環的利用と廃棄物の減量化を推進する。	環境政策課